



地域おこし協力隊 活動日誌

手塚花のつぶやき vol.7

暑い夏が過ぎ去り、だんだん虫の声とともに秋が始まり、もうそこまできている秋の実りに心躍らせている花です。

みなさんは、ウミガメ公園に背負える本物のカメの甲羅があることを知っていますか？私は最近知って、ひとりで大はしゃぎしてしまいました。

ウミガメを間近で観察できる施設は全国にあります、本物の甲羅を背負える施設はとても珍しいと思います。

そこで、みなさんにお願いします。ウミガメ公



みんなで写真撮ってSNSでアップしませんか

地域おこし協力隊とは

町から委嘱を受け、都市部から町に移り住み、地域協力活動をととして、地域の活性化を図る制度です。手塚さんは平成29年2月から地域おこし協力隊として、商工・観光で町を盛り上げるため、活動に励んでいます。

園で甲羅を背負った写真を撮って、SNSで拡散して紀宝町をPRしませんか？

小さいサイズもあるので、親子で变身できますよ！ハロウィンを前に有名アニメの某仙人のプチコスプレ姿を撮影して、思い出作りしてみませんか。

甲羅はウミガメ公園飼育棟に置いていますので、ウミガメ公園にお立ち寄りの際は、ぜひよろしくお願いします。フェイスブックやインスタグラムに、みんなで投稿しましょう♪



フェイスブックで町の魅力を紹介

町歩きで撮影した写真などを紹介しています。もっと町の魅力や名産品をPRしていけたらと思っていますので、町のおすすめの景色、食べ物、面白い人、紹介させてもらえるお店など、どんどん教えてください♪ページのフォローをお願いします！



紀宝町地域おこし協力隊 facebook

Police

紀宝警察署 からのお知らせ

「民事介入暴力巡回無料相談」を開催します

暴力団からの不当な要求や嫌がらせなどにお困りの方に対し、専門的な相談を取り扱うセンター相談員をはじめ、警察官や弁護士が直接みなさんからの相談をお聞きます。

相談は無料で、秘密は厳守します。（予約不要）

◆開催日 10月23日（月）午後1時～4時

◆開催場所 尾鷲市中央公民館 小会議室
（尾鷲市中村町10-41）

◆お問い合わせ先

暴力追放三重県民センター 0120-33-8930

—— 紀宝警察署（☎33-0110） ——

Resources

ごみは資源 のコーナー

家庭用粗大ごみ（秋）の戸別訪問収集が始まります

10月から11月にかけて、粗大ごみの戸別収集が始まります。地区によって収集日が決まっていますので、期限厳守のうえでお申し込みください。

詳しくは、今月号に折り込まれているチラシ（家庭用粗大ごみ戸別訪問収集について）をご覧ください。

お願い♪

粗大ごみを出す際には、「粗大ごみ」と大きく張り紙をし、当日午前8時30分までに、わかりやすい場所に置いてください。



ごみのお兄さん
つづきくん

— 役場環境衛生課（☎33-0338） —

Pet

シリーズ ペットと暮らす その3 ～いつまでもいっしょに～

今月のテーマ

64頭の猫に対しTNRを実施

64頭の猫に対し、町は8月23日、避妊去勢手術を行いました。これは、飼い主のいない猫を捕獲し、避妊去勢手術などを行い、元の場所へ戻すというTNR活動として、町が公益財団法人どうぶつ基金と連携し、行ったものです。今回の活動は、すべてどうぶつ基金の負担で実施し、全ての猫に対して、避妊去勢手術に加え、さくら耳（V字）カット、三種混合ワクチン接種、ノミ・ダニ・回虫の駆除、目薬、補液を行いました。TNRを行った猫は、ひと目でわかるさくら耳で、発情期の鳴き声やマーキング行為が減少することが期待されており、地域の安全を全うします。TNR活動は、他の地区からやってくる猫などが繁殖して増えてしまわないよう、継続して取り組んでいくことが必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。▼詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。



この耳が、TNRをした印です

浄化槽の寄付を 考えてみませんか？

65歳以上のみの世帯は
使用料がお得です

浄化槽は、設置をした後の保守点検、清掃、法定検査といった維持管理を行っていくことで、きれいな水質を保つことができます。

同事業では、事業開始前に既に設置済みの合併処理浄化槽について、町に維持管理を希望される場合、寄付という形で浄化槽の所有権を町に移管いただくと、町が責任を持って維持管理を行っていく、『寄付採納制度』を行っています。

町に浄化槽を寄付し、維持管理を希望される場合、下記の表①にある使用料を月々お支払いいただくこととなります。

また、同事業では、65歳以上のみの世帯などを対象に、使用料の減免（表①参照）も

行っており、この場合、個人で維持管理を行うより、使用料がお得ですので、ぜひ、この機会にご検討ください。▼詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。

町営浄化槽の

ここがポイント!!



環境衛生課 中野良太

世帯全員が65歳以上になったら

高齢者減免は、世帯全員が65歳以上でないと対象となりません。お子さんの世帯やお孫さんと同居している場合は通常の使用料をご負担いただくことになります。

なお、世帯全員が65歳以上になった場合は、役場環境衛生課にて使用料の減免申請を行っていただく必要がありますので、誕生月などに役場環境衛生課までご相談ください。

表① 月々の使用料

浄化槽の種類	通常	65歳以上のみの世帯
5人槽	3,800円	2,000円
7人槽	4,800円	2,500円
10人槽	6,200円	3,100円

※11人槽以上の使用料については、役場環境衛生課までお問い合わせください。

Purified